

《住宅関連施策》

施 策 名	定住住宅建築奨励金
奨 励 金 の 額	1 件あたり 1,000,000 円
資 格 要 件	松野町に定住するため住宅を新築又は新築住宅を購入し<u>住民基本台帳に記録された者</u>。ただし、以下の場合を除く。 1 過去に松野町から定住住宅建築奨励金の交付を受けたことがある場合 2 対象住宅の所有権に共有者があり、他の共有者により既に申請がなされている場合 3 対象住宅の所有権が2分の1以上または住宅部分の面積が66平方メートル以上ない場合
お 問 い 合 わ せ 先	ふるさと創生課 42-1116

上記奨励金を活用した場合、フラット 35 の対象となります。

期限：令和 7 年 3 月 31 日まで

施 策 名	松野町住宅リフォーム補助金		
内 容	自己又は3親等以内の親族が所有し、かつ自らが居住する物件のリフォームに要する費用を助成する。		
補 助 額	<table border="1"> <tr> <td>町内在住の方 最高 200,000 円 補助率 1/10</td><td>U ターン者 最高 500,000 円 補助率 1/4</td></tr> </table>	町内在住の方 最高 200,000 円 補助率 1/10	U ターン者 最高 500,000 円 補助率 1/4
町内在住の方 最高 200,000 円 補助率 1/10	U ターン者 最高 500,000 円 補助率 1/4		
お 問 い 合 わ せ 先	ふるさと創生課 42-1116		

施 策 名	愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度
内 容	この制度は、県内における木造住宅の建設促進と、県内で生産される地域材の利用拡大を目的としています。自らの居住を目的とする一戸建て住宅を、県内で新築・購入される方が、住宅の主要部材に 50%以上の地域材を使用し、指定金融機関の融資を受ける場合、最長 5 年間の利子補給を受けることができる。
お 問 い 合 わ せ 先	愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課 089-912-2758

施 策 名	松野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
内 容	定住対策の一環として新築分の補助を復活し、合併処理浄化槽整備事業を推進することにより公共水域の水質汚濁防止を図る。	
補 助 額	新築分 5人槽…166,000円 7人槽…207,000円 10人槽…274,000円	転換（既存住宅） 5人槽…332,000円 7人槽…414,000円 10人槽…548,000円
既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換するときの既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を処分する費用		90,000円
既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換するときの配管費用		300,000円
お 問 合 せ 先	建設環境課 42-1115	

施 策 名	松野町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	
内 容	町民の環境保全意識の高揚を図るとともに、クリーンエネルギーの導入を推進し、地球温暖化防止を図るために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	
補 助 額	1kwあたり38,000円、4kwまで152,000円を上限。	
お 問 合 せ 先	建設環境課 42-1115	

施 策 名	松野町新エネルギー機器等設置費補助金	
内 容	新エネルギー機器等（家庭用燃料電池、家庭用蓄電池）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図る。	
補 助 額	対象システム設置費から国その他の補助金等の収入額を控除した額又は100,000円のいずれか低い方の額。	
お 問 合 せ 先	建設環境課 42-1115	

《空き家施策》

問い合わせ先 ふるさと創生課 42-1116

補助金名	松野町空き家活用移住者住宅整備補助金 〈令和4年度改正〉
概要	移住者用の住宅を整備し、居住可能な住宅をストックするため、所有者による空き家改修の費用を助成します。
対象住宅	あらかじめ町が行う空き家診断を受け、家屋の構造に問題がなく、老朽化が進展していないと判断された住宅
申請者	所有者
補助額	改修工事費の9/10 最大300万円
条件	町が指定する設備を設置する必要があります。ただし、同等の設備がすでに整備されていると町が認めた場合は新たに設置する必要はありません。 ※指定の設備例 洋式温水シャワートイレ、ユニットバス（屋内）、システムキッチン、屋内洗濯機スペース、合併処理浄化槽等 その他、町が指摘する内容（雨漏り、腐食、著しい汚れ、臭気等）を改善する必要があります。 改修後の空き家は、町空き家バンクへの登録が必要です。 登録後、<u>5年間は移住者向けの物件となります。</u> <u>上記の期間は家賃月額3万円以下での設定となります。</u> 入居する移住者は、町が窓口になり入居相談を受け付け所有者に紹介しますので、所有者が入居希望者と契約を締結してください。

補助金名	松野町移住者住宅改修支援事業費補助金 〈愛媛県事業〉
概要	県外からの移住者が、自ら空き家を改修し定住する場合に、その改修の費用を助成します。
対象住宅	松野町空き家バンクに登録され、バンクを通じて購入又は賃貸借をされたもの
申請者	県外からの満60歳未満の移住者（入居者）
補助額	改修工事費の2/3 働き手世帯 改修費 最大200万円 家財処分 20万円 子育て世帯 改修費 最大400万円 家財処分 40万円
条件	移住者は、改修等を行った住宅に5年以上継続して居住してください。

補助金名	松野町移住促進空き家改修費補助金 〈令和4年度新設〉
概要	町外からの移住者による入居が決定した空き家の改修や家財の処分を行う場合に、その改修の費用を助成します。
対象住宅	松野町空き家バンクに登録され、バンクを通じて購入又は賃貸借をされたもの。 ただし、移住者と3親等以内の親族が所有する建物は対象外です。
申請者	町外からの移住者（入居者） 又は所有者
補助額	改修工事費の2/3 最大100万円
条件	所有者は改修等を行った住宅に、2年以上継続して貸出し、移住者は2年以上継続して貸し出してください。

※上記3つの補助金は併用できません。

※工事は、必ず事業実施年度内に完成させてください。

※原則、工事は町内の事業者に限ります。

※町税等の納付状況について審査があります。